

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人福岡教育大学の役員報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成21年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国立大学法人福岡教育大学役員給与規程により、期末特別手当において、学長は、各役員
の在職期間における職務実績等に応じ、期末特別手当の額を、100分の10の範囲内で、こ
れを増額し、又は減額することができる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

国の給与法改正に合わせ、平成21年12月1日から本給月額を約0.3%減額
した指定職俸給表を適用。ただし、平成18年3月31日から引き続き在任の者
は現給保障額に100分の99.68を乗じて得た額を現給保障額とした。また、
期末特別手当は6月期の支給月数を0.15月分凍結したうえで、平成21年12
月1日に支給月数を6月期を1.60月から1.45月へ、12月期を1.75月から1.65
月へ改正を行った。

理事

国の給与法改正に合わせ、平成21年12月1日から本給月額を約0.3%減額
した指定職俸給表を適用。ただし、平成18年3月31日から引き続き在任の者
は現給保障額に100分の99.68を乗じて得た額を現給保障額とした。また、
期末特別手当は6月期の支給月数を0.15月分凍結したうえで、平成21年12
月1日に支給月数を6月期を1.60月から1.45月へ、12月期を1.75月から1.65
月へ改正を行った。

理事(非常勤)

該当なし

監事

該当なし

監事(非常勤)

改正なし

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成21年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 16,481	千円 11,425	千円 4,779	千円 277 (通勤手当)		2月19日	
法人の長	千円 1,258	千円 1,251	千円 0	千円 6 (通勤手当)	2月20日		
A理事	千円 11,100	千円 7,810	千円 3,267	千円 22 (通勤手当)		2月19日	

B理事	千円 11,255	千円 7,810	千円 3,267	千円 176 (通勤手当)		2月19日	
C理事	千円 11,308	千円 7,810	千円 3,267	千円 229 (通勤手当)		2月19日	
D理事	千円 930	千円 917	千円 0	千円 13 (通勤手当)	2月20日		
E理事	千円 923	千円 917	千円 0	千円 6 (通勤手当)	2月20日		
F理事	千円 1,021	千円 917	千円 0	千円 104 (通勤手当)	2月20日		
A監事 (非常勤)	千円 1,229	千円 1,200	千円 0	千円 29 (通勤手当)			
B監事 (非常勤)	千円 1,244	千円 1,200	千円 0	千円 44 (通勤手当)			

注:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の退職手当の支給状況(平成21年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当なし	
理事A	千円 2,178	年 2	月 0	2月19日	1.0	業績勘案率は国立大学法人評価委員会による業績評価等の機関実績及び個人業績を総合的に評価し、決定した。	
監事 (非常勤)	千円	年	月			該当なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

運営費交付金により、人員定数及び調整係数等を勘案した人件費を算出し、その範囲内で執行した。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準を参考にして、本学の財政状況等を考慮し、社会一般情勢に適合したものとなるように決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績等に応じて、現に受けている俸給についての昇給、昇格及び6月、12月に支給する賞与における支給割合の増減を行っている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	夏期及び冬期の賞与について、それぞれ6月間の勤務成績によって支給割合を決定し、賞与の増減を行っている。
昇給	1月1日に実施。数段階の昇給区分を設定し、1年間の勤務実績に応じて上位の号俸に昇給させることができる。
昇格	勤務成績が良好であり、かつ国家公務員の給与法を準拠した基準を満たすもので、職務能力が適当と認められる者については、上位の職務の級に昇格させることができる。

ウ 平成21年度における給与制度の主な改正点

(1) 新講習講師手当の新設

新規導入された教員免許状更新講習において、その講習及び業務に従事する職員に対しての手当を平成21年4月1日より新設。

(2) 調整手当支給割合の改定に伴う改正

他の職員との均衡を考慮し、平成21年度における福岡市及び東京都特別区に勤務する職員に対する調整手当の支給割合を、福岡市100分の8、東京特別区100分の15に据置き。

(3) 勤務時間短縮に伴う超過勤務手当の支給方法変更による改正

職員の勤務時間を1日7時間45分に改定したことに伴い、平成21年4月1日より法定内所定外勤務時間については、勤務1時間当たりの給与額の100分の100を超過勤務手当として支給。

(4) 期末手当の支給割合及び勤勉手当の成績率の改正

国家公務員の期末手当の支給割合等が改定されたことに準拠し、本学も同様に6月期の支給月数を0.20月分凍結したうえで、平成21年12月1日に支給月数を6月期を2.15月から1.95月へ、12月期を2.35月から2.20月へ改正。

(5) 若年層以外の職員について、俸給月額引下げに伴う俸給表の改正

国家公務員の給与法の改正に準拠し、初任給を中心とした若年層を除き、平成21年12月1日より平均0.2%の俸給の引き下げ。

(6) 平成18年給与改正における現給保障額の減額改定に伴う改正

上記(5)の俸給表の引下げを行ったことから、平成18年給与改正における現給保障額を受けている者についても、その額に100分の99.76を乗じて得た額に平成21年12月1日より引下げ。

(7) 自宅に係る住居手当の廃止に伴う改正

自宅に係る住居手当(新築・購入後5年に限り月額2,500円を支給)を平成21年12月1日より廃止。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成21年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
			千円	千円	千円	千円
常勤職員	349	44.7	7,375	5,436	115	1,939
事務・技術	75	41.3	5,314	3,958	130	1,356
教育職種 (大学教員)	174	47.6	8,511	6,192	109	2,319
技能・労務職種	4	52.8	5,155	3,855	160	1,300
教育職種(附属義務 教育学校教員)	92	41.5	7,041	5,308	109	1,733
教育職種(外国人教師)	1					
その他医療職種 (医療技術職員)	2					
その他医療職種 (看護師)	1					

非常勤職員	9	54.7	3,560	2,685	55	875
事務・技術	9	54.7	3,560	2,685	55	875

注:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注:常勤職員の医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)については、該当者がいないため表の記載を省略した。

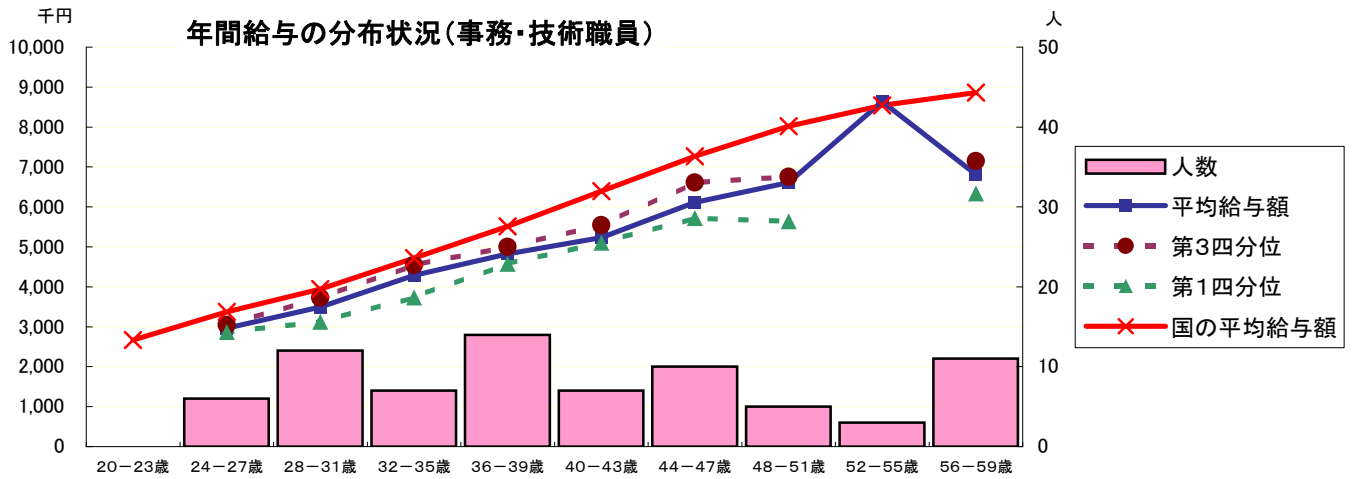
注:在外職員、任期付職員、再任用職員については該当者がいないため表の記載を省略した。

注:常勤職員の教育職員(外国人教師)、その他医療職員(医療技術職員)及びその他医療職員(看護師)については、該当者が2名以下であるため、当該個人情報に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注:常勤職員の「技能・労務職種」とは、教務助手、調理師、用務員等である。

注:非常勤職員の事務・技術以外の職種については、該当者がいないため表の記載を省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

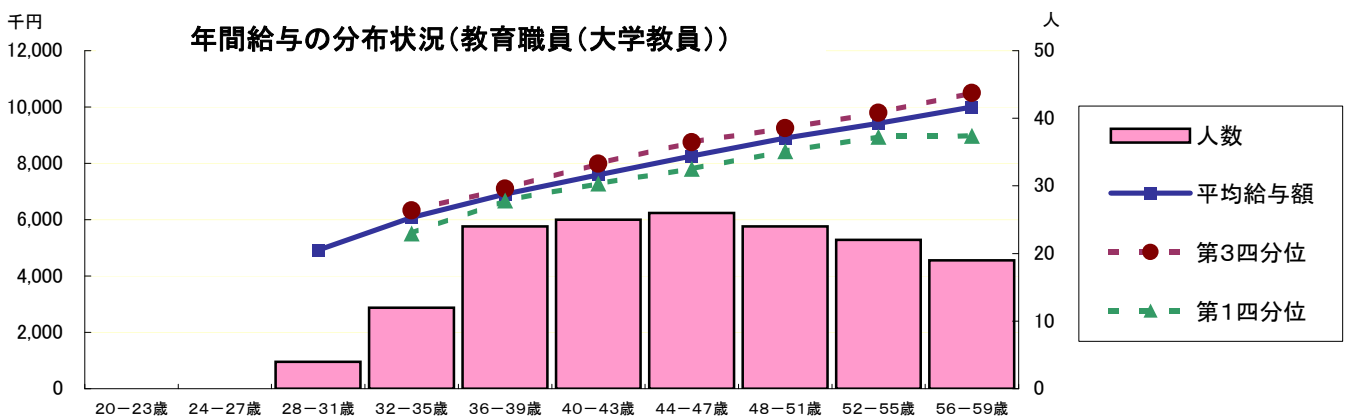
年齢52～55歳の該当者は3人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
・局長	1		—	—		—	—
・次長	1		—	—		—	—
・課長	4	54.3	—	—	7,326	—	—
・課長補佐	12	51.5	6,089	6,404	6,404	6,613	6,613
・係長	31	43.3	4,749	5,341	5,341	5,640	5,640
・主任	9	36.4	4,086	4,477	4,477	4,883	4,883
・係員	17	28.6	3,026	3,275	3,275	3,589	3,589

注1:「課長」には、課長相当職である「室長」を含み、「課長補佐」には課長補佐相当職である「専門員」を含み、「係長」には係長相当職である「専門職員」を含む。

注2:代表的職位の局長及び次長欄については該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。



注:年齢28～31歳の該当者は4人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
・教授	105	52.7	8,734	9,365	10,076
・准教授	64	40.3	6,678	7,050	7,507
・講師	4	34.5	—	5,384	—
・助教	1		—		—

注:代表的職位の助教欄については該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成22年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級
標準的な職位		局長	局長	局長		次長 課長、室長
人員 (割合)	75 人	() %	() %	(1.3%) 人	() %	(1.3%) 人
年齢(最高 ～最低)		～	～	～	～	
所定内給与 年額(最高～ 最低)		～	～	～	～	
年間給与額 (最高～最低)		～	～	～	～	

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		課長、室長 課長補佐	室長、課長補佐 係長	係長 主任	主任 係員	係員
人員 (割合)		4 (5.3%) 人	19 (25.3%) 人	30 (40.0%) 人	8 (10.7%) 人	12 (16.0%) 人
年齢(最高 ～最低)		58～54 歳	59～44 歳	51～33 歳	33～30 歳	30～24 歳
所定内給与 年額(最高～ 最低)		5,939～5,123 千円	5,246～4,076 千円	4,236～3,187 千円	3,131～2,645 千円	2,756～2,122 千円
年間給与額 (最高～最低)		7,856～7,110 千円	7,144～5,640 千円	5,718～4,239 千円	4,086～3,504 千円	3,597～2,867 千円

注:8級及び6級の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

職級別在職状況等(平成22年4月1日現在)(教育職員(大学教員))

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	准教授	講師	助教	新助手
人員 (割合)	174 人 (%)	104 人 (59.8%)	62 人 (35.6%)	7 人 (4.0%)	1 人 (0.6%)	(%)
年齢(最高 ～最低)		62～39 歳	59～32 歳	43～28 歳	～ 歳	～ 歳
所定内給与 年額(最高～ 最低)		8,515～5,398 千円	6,716～4,030 千円	5,112～3,082 千円	～ 千円	～ 千円
年間給与額 (最高～最低)		11,490～7,386 千円	8,923～5,516 千円	6,886～4,119 千円	～ 千円	～ 千円

注:2級の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成21年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 61.2	% 62.5	% 61.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 38.8	% 37.5	% 38.1
	最高～最低	% 47.7～33.5	% 47.4～29.7	% 47.6～33.7
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.6	% 67.8	% 65.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.4	% 32.2	% 34.2
	最高～最低	% 41.0～33.3	% 36.7～28.9	% 38.1～31.2

(教育職員(大学職員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.2	% 68.6	% 66.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.8	% 31.4	% 33.5
	最高～最低	% 40.6～33.6	% 35.3～29.5	% 35.5～32.1
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.0	% 67.9	% 66.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.0	% 32.1	% 33.9
	最高～最低	% 41.0～33.2	% 36.8～29.3	% 38.8～31.1

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))
対他の国立大学法人等

84.8
96.8

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

96.9

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容						
指数の状況	対国家公務員	84.8					
	参考	<table border="1"> <tr> <td>地域勘案</td> <td>91.4</td> </tr> <tr> <td>学歴勘案</td> <td>83.8</td> </tr> <tr> <td>地域・学歴勘案</td> <td>91.0</td> </tr> </table>	地域勘案	91.4	学歴勘案	83.8	地域・学歴勘案
地域勘案	91.4						
学歴勘案	83.8						
地域・学歴勘案	91.0						
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 69.2% (国からの財政支出額 4,790百万円、支出予算の総額 6,923百万円:平成21年度予算)</p> <p>【検証結果】 当法人においては、国の給与水準を保っており、適正なものと判断した。</p>						
講ずる措置	<p>給与水準の決定に際し、今後も国家公務員の給与水準を参考にして、本学の財政状況等を考慮し、社会一般情勢に適合したものとなるように決定する。</p>						

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準(年額)の比較指標

94.4

注: 上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成21年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

(なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。)

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成21年度)	前年度 (平成20年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	3,252,717	3,297,645	△ 44,928	(△ 1.4)	△ 271,339	(△ 7.7)
退職手当支給額 (B)	428,816	445,893	△ 17,077	(△ 3.8)	△ 77,618	(△ 15.3)
非常勤役職員等給与 (C)	302,332	285,999	16,333	(5.7)	49,008	(19.3)
福利厚生費 (D)	400,768	416,371	△ 15,603	(△ 3.7)	△ 49,362	(△ 11.0)
最広義人件費 (A+B+C+D)	4,384,633	4,445,908	△ 61,275	(△ 1.4)	△ 349,311	(△ 7.4)

注:「非常勤役職員」においては、人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

・給与、報酬等支給額及び最広義人件費について

「給与、報酬等支給総額」は、人件費削減の取組として常勤の職員について人員の不補充を行ったこと、及び期末・勤勉手当の支給割合の引き下げによる減額のため対前年比1.4%の減少となった。「最広義人件費」は対前年比1.4%の減少となったが、この主な要因は、「給与、報酬等支給総額」の減少、及び退職者が前年に比べ減少したことにより退職手当支給額が約1,700万円減額となったことによるものである。

・「行政改革の重要方針」による人件費削減の取組みについて

中期目標:「行政改革の重要方針」(平成17年度12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

中期計画:総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費削減を図る。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	3,564,799	3,410,601	3,333,023	3,297,645	3,252,717
人件費削減率 (%)		△ 4.3	△ 6.5	△ 7.5	△ 8.8
人件費削減率(補正值) (%)		△ 4.3	△ 7.2	△ 8.2	△ 7.1

注:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率は0%、0.7%、0%、△2.4%である。

注:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし